

第1部

計画策定にあたって



第1部

計画策定にあたって

第1章 計画策定の目的と方針

1) 計画策定の意義

総社市は、平成17（2005）年3月22日に、総社市、山手村及び清音村が合併し、新たな市として誕生しました。これまで3市村は、それぞれ独自の総合計画・振興計画を策定し、独自のまちづくりを進めるとともに、総社圏域を形成する市村として、連携をとりながらまちづくりを進めてきました。合併にあたって、新総社市の誕生に伴う新しいまちづくりの指針として「新市まちづくり計画」が策定されています。この計画では新市の将来像を示すとともに、合併後の新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図る施策や事業についてうたわれています。

しかしながら、現在わが国においては、少子・高齢化の進行、高度情報化や地方分権の進展、人々の意識や生活スタイルの多様化などにより、これまで以上に、社会や経済を取り巻く環境が変化を続けています。保健・医療・福祉、教育・文化、産業、まちづくりなどさまざまな分野において、地域に密着したより詳細で具体的な施策や事業を示した新たなまちづくりの指針が必要になっています。

また、めまぐるしい社会構造の変化や地方行政を取り巻く厳しい情勢の中、行政だけが地方自治の主体を担うのではなく、自治会等をはじめとする自治組織やNPOをはじめとする各種の団体、民間事業者の皆さんと力をあわせた「協働のまちづくり」を進めることができます。

そこでここに、新しい総社市の将来を展望し、厳しい都市間競争の時代を生き抜いていくための新たな視点と発想を加えながら、計画的かつ総合的に市勢の発展を図るために、「総社市総合計画」を策定するものです。

2) 計画の性格と役割等

（1）計画の性格

この計画は、市民主役のまちづくりを基本として、市民の多様なニーズを踏まえつつ、新しい私たちのまち総社市の望ましい発展方向について、現状の分析と課題の把握のうえ将来の展望を見通すとともに、これからまちづくりにおける市民の共通目標や市政の基本的な方策を明らかにするものです。

そのため計画策定にあたっては、本市の持つ自然と歴史・地勢などの地域資源を活かしながら、社会経済情勢の変化や市民意識の多様化などに対応するとともに、これまでの3市村のまちづくりと「新市まちづくり計画」を尊重しながら、市民と行政の協働のまちづくりを進めるための施策や事業を計画しています。

（2）計画の役割

そのため、この計画は次のような役割を担っています。

○市民にとっては、市民主役のまちづくりを推進する際の参加と協働のみちとなるとともに、まちづくりに対する市民全体の共通の指針となることが期待されます。

○事業者等にとっては、自らの得意分野や専門分野などを生かしながら、まちづくりや地域活動に積極的に参画し、従業員等が行うボランティア等の社会貢献に対する理解や活動を促すための指針となることが期待されます。

○行政にとっては、市民主役のまちづくりを進めるうえで必要な施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。

（3）計画の財政的課題

これから的地方自治体を巡る財政状況には、予断を許さない厳しい変化が予測されます。計画の実施にあたっては、現状にあわせた柔軟な対応と徹底したコスト意識に裏付けられた事業の推進が求められます。あわせて、企業誘致の促進や収納率の向上による税財源の増収や、高いコスト意識に基づく物件費や事業費の見直し、不断の行政改革による経費の節減など、自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。

第1章 計画策定の目的と方針

2 計画策定の目的と方針／計画策定にあたって

計画策定にあたって／計画策定の目的と方針



第1部

計画策定にあたって

3) 計画の構成と期間

「総社市総合計画」は「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されています。

● 基本構想

平成27年度（2015年度）を目標年次として、本市の新しいまちづくりの将来像を定め、これを実現するための基本的な考え方と基本施策の方向（施策の体系）を示すものです。

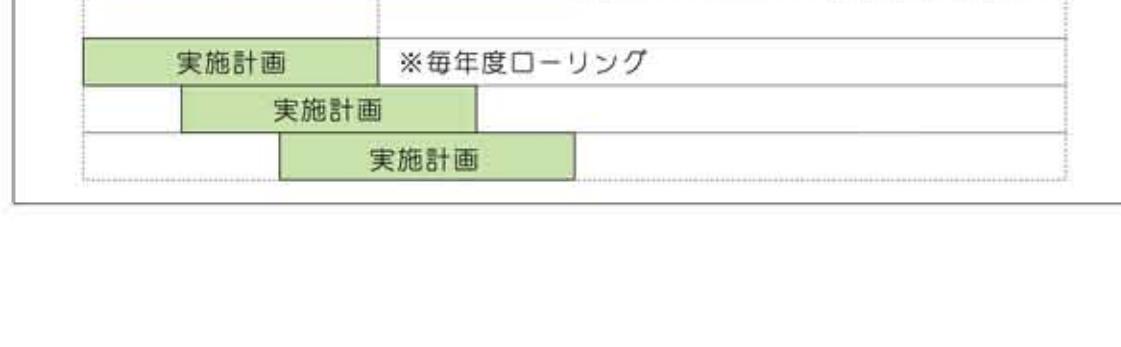
● 基本計画

平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間を前期計画期とし、基本構想に定めた将来像を実現していくために、施策の項目ごとに「現況と課題」「基本方針」「施策の体系」「主要施策」を示すものです。

● 実施計画

基本計画に定めた施策を実施するため、具体的な施策・事業の展開を定めたもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、社会経済情勢の変化に留意して、毎年度ローリング方式により見直します。

■ 計画の構成と期間



第1章 計画策定の目的と方針